

# 令和2年第3回東大和市議会厚生文教委員会記録

令和2年6月9日（火曜日）

## 出席委員（6名）

委員長	実川圭子君	副委員長	木戸岡秀彦君
委員	上林真佐恵君	委員	中村庄一郎君
委員	森田博之君	委員	大川元君

## 欠席委員（なし）

## 委員外議員（4名）

議長	中間建二君	14番	和地仁美君
16番	荒幡伸一君	18番	東口正美君

## 議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	櫻井直子君
主任	高石健太君		

## 出席説明員（4名）

5番	森田真一君	6番	尾崎利一君
7番	上林真佐恵君	22番	中野志乃夫君

## 会議に付した案件

- (1) 議第2号議案 東大和市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定に基づく児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例
- (2) 2第1号請願 改めて「東大和市子ども・子育て憲章」の根本的な再検討を求める請願
- (3) 2第7号陳情 東大和市子ども・子育て憲章「子どもと大人の約束」に関する陳情

午前 9時30分 開議

○委員長（実川圭子君） ただいまから令和2年第3回東大和市議会厚生文教委員会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染防止のため、3密を避け、広い空間を取る必要がございますことから、本日はこの全員協議会室において審査いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

---

○委員長（実川圭子君） 初めに、議第2号議案 東大和市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定に基づく児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例、本案を議題に供します。

本日は、本議案提出者であります森田真一議員が出席をされておりますので、御報告をいたします。

---

○委員長（実川圭子君） 説明員の座席の指定についてお諮りいたします。

議第2号議案につきましては、議員が説明員となりますので、説明員の座席につきましては、このとおりの座席としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

本案につきましては、既に本会議におきまして提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

○委員（上林真佐恵君） 本案についての質疑に当たり、私は議案提案者でありますことから、この間に限り説明員として発言をさせていただきたく存じます。委員長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

○委員長（実川圭子君） ただいま上林真佐恵委員から、本案についての質疑の間に限り、議案提出者であるため、説明員として発言されたい旨の申出がございました。

お諮りいたします。

本案についての質疑の間に限り、上林真佐恵委員を説明員として発言を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

よって、本案についての質疑の間に限り、上林真佐恵委員が説明員として発言することを許可いたします。ここで暫時休憩いたします。

午前 9時32分 休憩

---

午前 9時33分 開議

○委員長（実川圭子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、改めて質疑を行います。

○委員（森田博之君） それでは、質疑をさせていただきます。

現在、認可外保育施設で施設等利用費を支給している事業者さんは、市内ではヤクルトさん、それから東大和病院さんに対象者がいるとのことでございます。ヤクルトさんにお勤めの方のことを考えますと、恐らくそ

の働きたいお母さんは、働くことをどうしようかというふうに考えたときに、働く先をどうするかということ、子供をどうするかという選択の上で、両方考えて子供を預かってもらえるヤクルトさんに働く先を決めたんじゃないかと思われま。また、東大和病院さんにおいてもですね、お勤めの方について言えば、夜勤などはあるかどうか分かりませんが、勤務が不規則な勤務体制の中で、その勤務体制をよく理解されているところに子供を預けたいと思うのは容易に推察できます。もし認可外保育施設の経過措置をなくした場合には、無償化の対象外となり、保護者に負担がかかることとなります。

また、市が、そのような市民の多様なニーズに対応できる体制が整っているならまだしも、働き方の多様な時代において、完全に対応することは難しいと考えます。ヤクルトさんや東大和病院さんのように事業者が従業員のニーズを把握し、その働き方に合わせた保育所を併設し運営していることに対し、子育てしやすいまち日本一を目指す東大和市としては、国の制度どおり無償化の対象として認め、保護者が安心して就労できる環境を支援することが必要と考えておりますが、この辺についてはどのように考えられますでしょうか。

○7番（上林真佐恵君） 今日皆さん、ありがとうございます。

今の御質疑に関してですけれども、まず、この条例案は認可外保育園全てを無償化の対象から外すものではなくて、認可外保育園の中でも指導監督基準という最低限の基準を満たさない施設だけを無償化の対象から外すものというふうになっています。指導監督基準というのは、厚生労働省がお子さんを死なせてしまうような、また保育の虐待などが起きるような、そういった本当に劣悪な施設を排除するために設けた最低限の、排除するための基準というふうになっています。

現在、東大和市には今おっしゃったように、2つ認可外の保育施設がありまして、こちらは現在、指導監督基準は満たしてないんですけれども、昨年、東京都の巡回指導というものを受けてまして、私が昨年の12月の議会でこの2つの施設の状況について一般質問の中で質問してんですけど、市の答弁によりますと、この巡回指導を受けた中で、軽微な指導を受けたのみということで、おおむね良好な保育をされているということでした。この2つの施設が今後、指導監督基準を満たすためには、東京都の立入検査というものを受けなければいけないんですけれども、東京都の福祉保健局の担当者によれば、施設から申出があれば、立入検査の順番を優先的に受ける検討もできるということで、年度のいつ、それをやる申出があるかにもよるんですけれども、通常年度内に立入検査を行って、その指導監督基準を満たしたという証明書の交付をできるだろうということでしたので、本条例案の施行日は来年の4月からというふうになってますので、来年、令和3年の4月までに、この2つの施設が指導監督基準を満たす施設となって、今後も無償化の対象となるという、このことは十分に可能だというふうに考えています。

その安全という点でも、やっぱり保護者の方が安心してお子さんを預けるためにも、やはり基準を満たして、その証明書の交付を受けるということが大切だというふうに考えています。

以上です。

○委員長（実川圭子君） ほかに質疑はございませんか。

○委員（森田博之君） 5年の経過措置ということで、優先的にということですけども、私が聞く限りは、ちょっと時間がかかると、確定がなかなかできないというところにおいてあるということと、また例えば、なかなかあるとは分かりませんが、新規参入したときに認証されなければスタートできないと、無償化にならないというふうに考えたときに、やはり経過措置があったほうが市民のニーズに応えられるんじゃないかなというふうに思いますけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

○7番（上林真佐恵君） 厚生労働省の調査などでも、その認可外保育園に入っている子供たちというのは、好きで入っているわけではない人が多いという調査がありまして、認可に入りたいんだけど、非正規だったり、そういう人が入っていると。所得が低い人とかが認可外保育園にやむなく入っている例があるってことで、それで今回この5年経過措置っていうのができた、それはそういう経緯もあるんですけども、やっぱりそういう認可を受けなきゃ保育所が開設できないっていうのは、逆に言えば、誰でも、どんな人でもやりたいと思った人が、そういうゼロ歳からの赤ちゃんを預かっていいのかっていうことになるわけで、安全面からいうと、やっぱりその基準っていうものは最低限満たした施設でない、やっぱりお子さんを預かっていけないうふうには私は考えてます。保育事故との関係でも、認可外保育園って保育施設の中の6%しかないんですけども、そこで圧倒的に事故が起きているわけで、やはり保護者はどこでもいいから預けたいとは思ってない。預けたいけど、やっぱり安心して預けられるところに預けられる、そういう施設を政治の責任で、国と自治体の責任でつくっていくっていうことが最も大切だというふうに考えております。

以上です。

○委員（大川 元君） 1点だけ、私も看護師やってみましたんで、夜勤であったりとかすると、その患者さんの状況によっては、すぐ勤務が終わっても帰れないんですよ。なんで、そういう不測の事態が起こったときに延長して預けるのを許してくれる保育園とかっていうことで、臨機応変な対応を求めている意味では、森田委員の言いたいことも何となく分かるんですけども、ただ、何よりも優先するのはやっぱり命だということとかがやっぱり重要だと思いますんで、そういった趣旨でこういった、この今回の話は出されたということによろしいでしょうか。

○7番（上林真佐恵君） 認可外保育施設の中にはもちろん夜間預かったりだとか、延長保育やっているところもありますけれども、そういうところでも指導監督基準を満たすっていうことは十分可能ですので、その指導監督基準、認可外保育園の基準っていうのは、保育士が3人のうち1人いればいいとかっていう基準があるんですけども、それを満たしていれば、形態が夜間であっても指導監督基準を満たすことは可能ですので、そういう意味から言っても、やはり基準を満たした保育所を増やしていく、基準を、本当に指導監督基準って最低限の子供を死なさない基準、これでも不十分っていうふうに言われている基準ですので、排除するための基準ですので、それすら満たしてない施設は、やはり5年であっても、そういう施設、無償化にするっていうことは国がお墨つきを与えるっていうふうに保護者は思いますので、そういうところを排除していくために、やはり自治体としてこういう条例をつくって自治体の姿勢を示すというか、そういうことが大切だと考えます。

以上です。

○委員（大川 元君） 1点だけ、排除していくっていうよりかは、その適正に運営している施設をどっちかという増やしていくっていうことですよ。それだけ確認させていただいて終わります。

○7番（上林真佐恵君） もちろん当市の条例案も来年4月からというふうに、ちょっと今すぐにはなっていないので、当市にある2つの施設については、基準を満たすことを自治体としても支援、どういった支援ができるかっていうことはありますけれども、丁寧に施設からの何か要望があれば、そういうことに応えていくっていうような支援を行っていくことも必要だと思います。

市によってはもう無償化、昨年10月に始まって、その10月に同時にこうした条例案を市側のほうから出してやっている市もあるんですけども、その準備期間を設けるっていうことで、今回私どもが出させていただいたものも来年4月からというふうに、今基準を満たしてないところに基準を満たして、そこを目指してい

くっていうことを考えて、少し猶予期間を設けているということです。

以上です。

○委員長（実川圭子君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（実川圭子君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前 9時43分 休憩

---

午前 9時44分 開議

○委員長（実川圭子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより自由討議を行います。

○委員（木戸岡秀彦君） 先ほど質疑等でもありましたけれども、私、本市としては認可外保育園に関しては、基準を満たしてないところはないと認識をしております。実際には指導監督基準を満たしていない施設に関しては、先ほど東京都の点検を強化して、定期的に指導すれば解決することではないかなと私は思っています。あえてこの支援法の一部を改正する必要はないと考えております。

○委員長（実川圭子君） ほかにございますか。

○7番（上林真佐恵君） 今、東大和市の2つの施設は証明書の交付は受けてないですけど、おおむね良好であり、恐らく基準を満たしているだろうということですので、こういうところにやはり積極的に基準を満たすように促す、この条例によって積極的に監督基準を満たすっていうことを動機づけになるっていうことと、あともう一つ、こうした条例があると、悪質な業者が参入できないっていう、そういう施設が入ってくることを防ぐことにもなりますので、やはり子供たちの安全確保、これ確実にを行うためにも条例制定が必要だというふうに考えています。

○委員長（実川圭子君） ほかにいかがですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（実川圭子君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（実川圭子君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

議第2号議案 東大和市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定に基づく児童

福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例、本案を原案どおり可決とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（実川圭子君） 起立少数。

よって、本案を否決と決します。

ここで暫時休憩いたします。

午前 9時47分 休憩

---

午前 9時48分 開議

○委員長（実川圭子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○委員長（実川圭子君） 次に、2第1号請願 改めて「東大和市子ども・子育て憲章」の根本的な再検討を求める請願、本件を議題に供します。

本日は、本請願の紹介議員であります尾崎利一議員、中野志乃夫議員が出席をされておりますので、御報告をいたします。

---

○委員長（実川圭子君） 紹介議員の座席の指定についてお諮りいたします。

2第1号請願につきましては、紹介議員から説明がございますので、紹介議員の座席につきましては、このとおりの座席としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

それでは、2第1号請願につきまして、朗読いたさせます。

○議会事務局次長（並木俊則君） 2第1号請願 改めて「東大和市子ども・子育て憲章」の根本的な再検討を求める請願

[朗 読]

○委員長（実川圭子君） 朗読が終わりました。

それでは、次に紹介議員の説明を求めます。

○2番（中野志乃夫君） それでは、簡単ですが、概略を説明させていただきます。

この請願書に書いてあるとおりですね、もともと3月議会で子ども・子育て憲章についての根本的な再検討を求める陳情が提出されたところでもあります。ただ、御案内のように、議会運営委員会で本会議場で既にそういった論議をしているという理由が中心でしたけれども、実際の審議がされないままですね、終わってしまったと。そのことに関しては、私自身も大変ちょっと疑問に思うこともありましたし、議運の中で実際賛成多数でついでいいですかね、審議が否決されてしまった経過もありますから、改めて請願者からは、こうした問題を本市議会でも論議してほしいと、そういった観点からのお願いで、請願でもあります。御案内のとおり、中身に関してはですね、本来だったら東大和市は子どもの権利条約ですね、そういった視点から子どもの憲章をぜひ検討してほしいという内容でもあります。ただ、現状では東大和市の子供と大人の約束という形の子供からの約束の発言、大人からの約束の発言という形の内容でとどまっておりますね、実質的には本来、子ども権利

条約が大変膨大な量でもありますけれども、細部にわたって、子供の虐待のことから様々な社会情勢の問題から、いろんな問題を指摘してる点について、そういった内容が欠けてるんじゃないか。また、そういった点でのやはり検討が必要ではないかという形での内容でもありますので、ぜひとも、この当委員会でも、そういった点についての御審議をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（実川圭子君） 説明が終わりました。

それでは質疑を行います。

○委員（上林真佐恵君） 2点確認したいがございます。

請願理由のところで、憲章の制定に当たっての初動から、この請願の2ページ目ですけれども、どのように中身が決められていったのか、その過程についての市の様々な会議の議事録を基に書かれています。東大和市子ども・子育て会議や子育て憲章検討部会の議事録や、そのとき配られた資料などは、私も前議会のときに資料要求させていただきましたので、確認できているんですけれども、例えばこの2ページ目の下の段落の2019年1月9日付の回議用紙のところと、あと、その次の3ページの一番下のところの民生・児童委員からは、「各項目と内容に違和感を覚える部分がある」などの意見も出されてはいたが、そういう文章が請願の中にあるんですけれども、こちらについて、どの中で、この民生・児童委員の意見というのは、どの中で出されたのか、こちら資料要求させていただいた資料の中にはなかったもので、事実関係について伺います。

○6番（尾崎利一君） この初動のところは大変大切なところなんですけれども、2018年の9月議会で市長は、子どもの権利条約の精神を尊重しと言っていたけれども、初動からこの子どもの権利条約の精神を尊重するっていうことが全く抜け落ちていていう指摘のところなんです。具体的には平成31年1月9日に起案され、1月16日に決裁された文書です。件名は「市制50周年を記念する、市の子ども・子育て支援関連の理念・ビジョンを示す、『（仮称）東大和市子ども・子育て憲章』について」、上記のことについて、別紙のとおり制定準備してよろしいかという回議用紙です。

それで、この中で東大和市では平成32年10月に市制施行50周年を迎えることに伴い、記念式典や特別事業、連携事業を実施することとしており、東大和市の未来を担う子供たちの健やかな成長を市民、地域の関係者、事業者及び市が相互に協力して守り育むとともに、子供たち自身が社会の一員として生きていける力を育めるよう、市の子育て環境のさらなる発展を目指し、子供と大人の行動規範となる（仮称）東大和市子ども・子育て憲章を制定し、市民、地域、事業者及び市の共通理念、目標として掲げることとしたい、こうされていて、子どもの権利条約の文言は一切出てきません。そして、この段階から子供と大人の行動規範となる憲章という形で打ち出されているというものです。そして、この文書の中には、ここに引用されていますけれども、この検討の中には憲章にするか宣言にするか条例にするかっていうことが書かれていて、条例とした自治体から策定期間が長期化することの一因として、「子どもの権利を強調することに対する反対勢力の存在があると伺っており、西東京市においては検討が一時中断となってしまっていた期間があるとのこと」という文言も、これは請願書に書かれていますけれども、この回議用紙の中に記載されています。

それから、民生・児童委員等のところなんですけれども、これは令和元年11月6日起案、11月15日決裁の回議用紙、（仮称）東大和市子ども・子育て憲章についての答申について報告しますという回議用紙の中に、答申とともに、その参考資料が載せられていて、各団体への意見聴取要約抜粋というものがあります。この中で民生・児童委員、7点書かれていますけれども、その中に各項目と内容に違和感を覚える部分があるという文言

は確かに存在しています。それから、青少年対策地区連絡協議会の中で、子どもの努力目標ではなく、子どもの権利を明らかにするような内容のほうがいいのではないかという意見があったということも記載をされているところです。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） ありがとうございます。

そうしますと、その一番最初の平成31年1月9日付のところ、子どもの権利、これ請願にもありますけれども、強調することに対する反対勢力の存在があると伺っておりというふうにも市長もおっしゃったということで、そうすると、あえてその子どもの権利ということを封印したっていうふうには私は感じるわけですが、その点についての御認識を伺います。

○6番（尾崎利一君） 今の質疑の中で、これは市長がそういう発言をしたっていうことではなくて、起案書の中に起案された、この回議用紙の中に調査した内容として、西東京市においては検討が一時中断となってしまっていた期間があるっていうことですが、まさに昭和30年の9月議会での子どもの権利条約の精神を尊重し、ということとは全く、（「平成30年」と呼ぶ者あり）平成30年、平成30年の9月議会における市長の答弁ですね。「子どもの権利条約の精神を尊重し」という答弁だったのが、この出発点となった回議用紙の中では、この権利っていうことになると長期に及ぶと、市制50周年に間に合わないということで、最初からこの路線ではなくて、先ほど言ったように、子どもと大人の行動規範となる東大和市子ども・子育て憲章を制定するという方向性が示されたっていうことだと思います。

○委員長（実川圭子君） ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（実川圭子君） 質疑を終了して御異議ございませんか。（「委員長、委員外発言を求めたいと思います」と呼ぶ者あり）ただいま本件について、和地仁美議員から発言の申出がございました。

お諮りいたします。

本件について、和地仁美議員の発言を許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

和地仁美議員の発言を許可いたします。

○14番（和地仁美君） すみません、当会派のほうからは厚生文教委員会にちょっと委員が出せていないということと、本会議のほうでは紹介議員の方が質疑に回答いただける場面がないということで、委員外ですけれども、ちょっとお時間いただきたいと思って発言させていただきます。

当会派のほうでも、今回の請願並びにそのほかの陳情について、厚生文教委員会に付託されたものについて、いろいろと意見交換をしたりしていた中で、1点、これは紹介議員の方じゃないと分からないことかなと思う点は、今回請願者の方がNPOの団体だっている形になっているんですけども、こちらNPO法人となっていないので、どのような団体で、どのような活動をされているのか。それから、この請願者の方の所在が当市内ではないんですけども、ここにどれぐらいの当市民の方が所属したり、活動をされているのかということがちょっと見えてこない。というのはですね、いろいろな自治体で子ども条例であったり、この当市の憲章のようなものを制定されていることは、前期で私も厚生文教委員会に所属している中で、様々調査研究させていただきました。いろいろ説明を聞いた中で、私の感覚ではちょっと、これは路線ありきでつくったんじゃない



いかなあと感じるような自治体のところもあったり、いろいろな問題点を感じていましたけれども、その各自自治体の市民の方、子供も含めた市民の方が一生懸命制定したりしたものなんだろうということで、その自治体ならではの事情や考え方っていうもので、御努力して制定してるんだろなあというふうに受け止めていたもので、私個人がちょっとなと思ったことを、意見するっていうのも、その自治体の市民の方の考え方を尊重するっていうことで、ちょっと違うかなと思いつつながら、視察などでも質問をさせていただいていたということもありました。今回、この請願者のおっしゃっていることっていうことも、そういう考え方があったり、こういう問題点もあったよねということについては、その考え方を否定するものではないんですが、これは当市の市民の方たちが全員とは言わず、市民の人たちでつくったものに対して、同じ市民の人がちょっと問題があるっていうふうな声を上げているっていうことが、この請願からは見えてこないんで、紹介議員の方が、この請願者の団体が例えば全国各自治体のこのような憲章とかの問題点を指摘して改善するといったような活動をされている中の一環で、当市のこの憲章についても、同じような視点で活動されているとか、そういった団体であれば、そういう活動の一環として、当市に意見をくださっているっていう受止め方ができるんですが、この実態と、あと、ここに所属する市民の方の人数であったり、そこら辺をちょっと理解したいと思って、当会派のほうの話の中では出たので、この場を借りて質問させていただきます。

○2番（中野志乃夫君） まずですね、私自身はこの代表の方から、このNPO法人として伺っております。NPOって書いてあるけれども、NPO法人としてという活動をしているというふうに伺っておりますのと、あと、それでこの会の中には当然いろんな各市民が入っているっていうふうに、つまり東村山の方が代表であっても、別に東村山だけの市民で構成してるものではないというふうに聞いております。ですから、まずそれで私のほうも東大和市のほうにこういう請願、前回は既に陳情書を出しててはいますからね。その経過から私もそういう関係で伺いまして、納得して請願人になっております。

それで、併せて言いますと、私自身もこの内容を大変ちょっと違和感といいますかね、思っているのは、自分の、私も地元ですから、小中とここで義務教育を受けてきた中で、とりわけ中学時代ですね、大変今からすれば大変問題のある中学であったので、本当に教師が生徒を殴るのが当たり前の中学でした。私も廊下走っただけですけど、いきなりもうみぞおちを突かれてぶっ倒れたこともありますし、それはもうまかり通っている。しかも私の兄が、私の代でようやく坊主刈りにしなくてもよかったんですけども、私の兄も坊主刈りを強制されて、それで私は別に長髪もしてないのに、最初入学したとき、教師に呼ばれてね、お前何でこんな、坊主にしてないから、こんな髪伸ばしてるんだと、普通ですよ、別に長髪にもしてないですよ。そういうことを教師から恫喝されました。で、また私も学級委員とか、生徒会の役員もやりましたが、その都度いろいろ教師からは、そういう暴力的なことを言われて、私自身は本当に中学っていうのはこういうもんだと、教師が圧倒的に強くてですね、もう暴力振るってもいいんだと思って高校行ったらね、そんな中学は聞いたことないって言われて、カルチャーショックを覚えた記憶もあります。つまり、かつて、私の兄の段階でもちょっと新聞沙汰、週刊誌沙汰になったように、坊主刈りが強制されたりとかですね、いろんな経過もあって、で、その後も何ていうんですかね、そういったことは過去のことは過去のことであってもですね、ただ、やはり東大和でも実際そんなことがあった、そんな教育もされてた。そして、子供がですね、大人に対してこういう言わされているっていいですかね、約束事っていうのも、どうしても私はそういう個人的な過去の体験から思いもあって、やはり子育て、こういう子ども・子育て憲章っていうのであれば、やはりそうじゃないね、違う形を望みたいなど。ですから、市の案が出されたとき、ちょっと最初からその辺は嫌な記憶が思い出されると、そ

ういう経過もあって、この請願に賛同して名前を連ねた次第です。

○6番（尾崎利一君） 和地議員も当然御存じのとおり、請願・陳情について、他市の市民であっては行っていないということになっていないわけですから、私は他市の市民の方であっても、何ら問題はないというふうに考えています。

それから、もう一つ、もちろんこの方が東大和市内のこうしたことに関わる運動とも交流されている中で、こういうものが出てきているというふうに理解をしています。それで、他市の方だっというお話ですけども、それにしても東大和市の先ほど紹介したような回議用紙なども入手していただいて、ここまで明確に経過を明らかにしていただいたということは、私は感謝をしています。日本ユニセフのホームページに子どもの権利条約の一般原則というのが書かれていますけれども、1つは生命、生存及び発達に対する権利、命を守られ成長できること。2つ目は子どもの最善の利益、子どもにとって最もよいこと。3つ目は子どもの意見の尊重、意見を表明し参加できること。4つ目に差別の禁止、差別のないことって、この一般原則って言われる4つの問題ですけども、東大和市の子ども・子育て憲章では、これだけブラック校則というようなことが大問題になっているときに、髪の毛が茶色い場合は茶色が地毛だっという証明書を持ってこいとかいうことも含めてですね、いうときに、約束やルールをしっかり守りますっというのが子どもの約束として、全くこう何ていうかな、問題意識なくっていいですかね、このように載せられてしまうということについては、やはりこういう経過があったんだと。当初市長の議会での答弁に関わらず、出発点からその子どもの権利というところではなくて、行動規範として出発してしまったということがあったんだということが、この請願者が出していた、収集していただいた資料を通じて、その経過も明らかになったということで、私は大変逆に感謝をしています。以上です。

○14番（和地仁美君） 紹介議員の方が紹介議員になられているということなので、この請願の趣旨については賛同されているっていうのは当然のことだと思いますし、今、尾崎利一紹介議員のほうからあったように、当市の市議会の場合は、他市の方であろうと請願は出す、受理して扱うっていう形になっているので、その部分について私は疑問を呈しているわけではないんですね。先ほど私が聞いたかった点は、明確に言うと2点です。そこについてちょっともう一度教えていただきたいのは、尾崎紹介議員のとおり、今回この方たち、請願者の方がいろいろと調査をして、明らかになったということについて、私はそれはこういうことがあったんだという知る機会になったというふうにも受け止めてますが、先ほど私が聞いたかったのは、こちらのNPO法人、法人化されているっていう説明でしたので、あえてNPO法人というふうに言わせていただきますが、この方たちのその活動というのは、様々あるかもしれませんけれども、他市でも、もしかしたらこのような憲章や条例を制定する上で、この方たちが指摘しているような問題点があるっていうことは皆無ではないと思いますので、私はこの方たちは全国的、もしくは首都圏の範囲で様々そういうことを調査研究をされるっていうことも活動の一環としてされているのかどうかということが確認したかったのと、あと、いろいろな市の方たちが入っているっていうことは当然だと思いますし、隣接しているわけですから、当市の市民の方もこの団体には入っていらっしゃると思いますけれども、1人単位まで具体的にとは言いませんが、この会の規模感と、あと、そこにどれぐらい東大和市の方が会員として一緒にこのような活動をされているのかどうかということ、紹介議員の方は御存じだっというふうに当然だと思いますので、その部分をもう一度ちょっと教えていただきたいなというふうに思います。私もインターネットでこの会のことは検索したんですが、特に出てこなかったの、ホームページなどは立ち上げられてないのかなというふうに思いましたので、当会派のほうで

いろいろ調べていく中で、その点についてちょっと知りたいなと思ったので教えてください。

○2番(中野志乃夫君) まずこの会自身が基本的に情報公開ですね、そういうことをいろいろ行政側に求めて活動してるっていう話は伺っております。で、今回、じゃ、子育てのこととか憲章のことですね、各市でこういうのを出してるんですかって言ったら、基本的には東大和のこの件が最初ですというふうに私は伺っております。それと、あと私も細かくですね、こちらの団体のことで何名、どのぐらいの市民がいるかっていうことまでは聞いておりません。

○委員長(実川圭子君) ほかに質疑はございませんでしょうか。

○委員(木戸岡秀彦君) ちょっと1点確認したいんですけども、この請願者とは厚生文教委員会としては面談をさせていただきました。それで私は規模等をお聞きしましたけれども、大体四、五名ということで伺いました。

それで1点聞きたいんですけども、先ほど中野志乃夫紹介議員から、この団体は情報公開を求めてるっていうことでしたけども、特に今回、東大和市子ども・子育て憲章ということで、特に子供に特化したとか、そういったものを中心にやっているのか、目指しているものとかって分かりましたらお伺いしたいんですけど。

○2番(中野志乃夫君) 細かくですね、私もそこまで確認はしておりません、正直な話ね。基本的に情報公開のことをいろいろやってるっていう話と、具体的に今回ね、このことでさらにね、どうしていくかとかいうことよりも、既にこういう陳情が3月議会で出されてっていうね、経過もあって、その上で私のほうは内容的に同意をしたものですから、請願に名を連ねたという経過なんで、ちょっと細かいとこまでは把握はしておりません。

○委員長(実川圭子君) ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○委員長(実川圭子君) 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(実川圭子君) 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

ここで5分間休憩いたします。

午前10時16分 休憩

---

午前10時20分 開議

○委員長(実川圭子君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○2番(中野志乃夫君) すみません。ちょっと私のほうで勘違いをしまして、ちょっと訂正させていただきます。

先ほど、この団体のほうを、私はNPO、非営利活動法人だと思ってましたけども、非営利団体であって、NPO法の、いわゆる特定非営利活動法人としては登録はしていないということでありました。これは訂正させていただきます。それと併せて、この団体はこの間10年間、子どものいわゆる権利条約ですね、に関してずっと学習会を続けてきた団体だということでありました。

以上、訂正させていただきます。

○委員長(実川圭子君) これより自由討議を行います。

○委員(上林真佐恵君) 質疑を聞かせていただきました、答弁と。

こちらの請願を出された方とは厚生文教委員会でも面談を行いまして、その中でも、子どもの権利条約を学習して広げる運動、活動をされているんだということも伺っていますので、こうした請願を出されるのは当然かなというふうに思っています。

その経緯で1つ、前回の議会で陳情が出されたんですけれども、これが委員会に付託されないということになって、やはり私は委員会へ付託するべきだということで主張しましたけれども、残念ながら多数決で委員会に付託されなかったっていう、そうした経緯もあって。やっぱりその信頼関係というんですかね、そういうもの、市民と市議会との信頼関係ということも1つ、そういうものをちゃんと市議会が市民の声を聞くということをお願いしたいなと思います。そういった意味でも、この請願に賛成して、改めて子どもの権利条約の理念を生かした憲章を検討したいというふうに思っています。

それから最初、市長は子どもの権利の精神を尊重するっていうことを議会の中で答弁をされて。ただその後、2018年9月議会でそういった答弁をされて、ただ2019年1月には反対勢力の存在があると、そういう調査結果で時間がかかるということで、結局その子どもの権利というのは逆の方向に行動規範という方向性が決められて、進められたと。

そのやっぱり策定過程を見ますと、その行動規範という方向性が決まって、子供の代表を会議に呼んで意見を求めてるっていう、それを市はそういうふうに言っていましたけれども。ただ前議会でもこの辺は質疑をしたんですけれども、白老町とあともう1個、長浜市ですかね。白老町のほうも子供と大人の約束っていう当市のものと同じような形になっていて、長浜市のほうも似たような、同じような、子どもの誓い、大人の実践っていうふうになっていて、目指す子ども像ってでっかく書いてあって、要は行動規範、こういうものを子供たちにあらかじめ宿題として見せて、じゃ、どんな約束がいいっていうような、そういう進め方をされてることと、あとパブリックコメントでも多くの懸念の声が寄せられていましたけれども、ほとんど反映されてなくて、その約束の順番を入れ替えるっていう、そこだけが反映されたっていうこと。やっぱり半永久的な市民の共通の理念、指針をつくる過程としては、明らかにそういう市民参加が乏しいというふうに思います。前議会のときには、この憲章案というのが出てきたときに、これを市内の子供たちにも全然見せてない、意見を聞いていないということも明らかになっていて、ほとんどの子たちにとっては知らない間にこういう約束ができてきたというふうなことになってしまっています。

そういった意味で、市も市民の声をあまり反映せずにこういうものができてきて、さらに市議会も市民の声を聞かずに前回陳情がちゃんと審議されなかったっていうことも、そういった経緯もありますので、やっぱり子供の権利っていうことがどういうものなのかっていうことを、やっぱりきちんと検討というか学んで、そうした上で子どもの権利条約の理念を生かした憲章というものを再検討するべきだなというふうに、私も思っています。

以上です。

○委員（木戸岡秀彦君） 今回の東大和市子ども・子育て憲章については、本年第1回の議会定例会で質疑、討論等も行われました。今回改めて私も確認をさせていただきました。この中では、議員8名の質疑と3会派から討論が行われました。

私は、この質疑、討論の中でも、やっぱり市として質疑、答弁について子どもの権利条約と整合性を含めて、子ども・子育て憲章に関しての市の考え方については、十分な説明があったと認識をしております。請願者に関しては再検討を求めるということでありますけれども、そもそも子ども・子育て憲章の制定については、法

律に定めた議会の議決事項ではありません。仮に議会の賛同が得られなくても、市の行政権の執行において制定することができるものであります。

この請願は、子どもと大人の約束を上から目線で約束されているように述べられておりますけれども、これは大人の姿勢を示したものであり、子供に強制するものではないと私は認識しております。

第1回の定例会の中での答弁で、約束について人と人の信頼関係で成り立ち、子供と大人が互いに心を通じ合わせ、大人がきちんと約束することで相手を信頼する、自分は信頼されているという、人と人の関わりにおける大切な関係性が築かれると言われていると。また、今後、大人向けの説明なども出していくということでありました。特に大人の皆さんに取り組んでいただきたいと願っている答弁でありました。

基本的には、前議会で可決されているものをこのタイミングで再検討するというのは、日本一子育てしやすいまちを進めるに当たり何もメリットはないと思っております。今回の東大和市子ども・子育て憲章については、日本一子育てしやすいまちに向けた、やはり一歩前進になると考えております。

以上です。

○委員（大川 元君） まず私個人としては、ちょっとこの案件に関しては市の姿勢が、先ほど木戸岡委員も言われましたけれども、法律の要件じゃないから議会の同意が必要がないところの、何かちょっと市の姿勢が気になるってということで、やっぱりプロセスをもう少しちょっと丁寧にさせていただいて、その上でこういったものを用意したほうがいいんじゃないかということを感じる次第です。

ですので、やはりそういった姿勢でやられますと、ちょっと議会軽視っていう形になりますんで、そういった誤解を招かないようにもう少し丁寧にやっていただきたい、そのように思います。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） 先ほど議会の議決案件ではないということでしたけれども、確かに憲章とかっていうものは半永久的に市民の指針というんですかね、そういうものになるのであれば、やっぱり多数決で決めるようなものじゃないっていうふうに私も思います。

議決案件でないのなら、逆にやっぱり丁寧に、本当に圧倒的多数の市民が納得というか、ちゃんと心に入ってくるもの、逆にそうでないと、この議会でも少なくとも反対が起きる、パブリックコメントでも批判、懸念の声が寄せられる、陳情も出るっていうような、やっぱりそういうものを市が、東大和の場合は議案として出しましたけれども、議決案件じゃないなら、なおさら丁寧に、市民の理解を得ながら、市民の声を聞きながらやるべきだったんじゃないかというふうに思いますので、やはり今これだけ、他市の方から、前回の陳情には他市の方も含まれていたと思いますので、やっぱりその他市の方からこうやって言われるっていうのは逆に、私はやっぱりその市の方がこういうものが近隣でできてしまうと、そういうものが自分の市だとか周りに広がっていくということを、やっぱりそういうことを懸念されたのかなということも少し思いますので、本当に丁寧に制定していくことが必要だと考えます。

以上です。

○委員（大川 元君） ただ、一方で必ずしも他市と一緒にあるっていうことに関しての、何というか点に関して言えば、東大和は東大和独自できちんと話し合いをして制定する独自性というところはあると思っております、その点に関しては私は必ずしも、他市に歩調を完全に合わせなければいけないと、そういう考えではございません。

○委員長（実川圭子君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（上林真佐恵君） 2第1号請願 改めて「東大和市子ども・子育て憲章」の根本的な再検討を求める請願に対し、賛成の立場で討論を行います。

東大和市子ども・子育て憲章の制定に当たり、2018年9月議会で市長は、子どもの権利条約の精神を尊重し、子どもの権利の保障・擁護を目指し、子供たちが健やかに成長できる環境づくりを進めてまいりますと答弁しています。しかし2019年1月には、子どもの権利を強調することに対する反対勢力の存在がある、こうした調査結果を基に、時間がかかるということで行動規範という方向性が決められました。

行動規範というのは、その名のおり子供たちに規範となる行動を示すものです。しかし、子どもの権利条約は、子供たちを画一的な集団ではなく、一人一人違いを持った存在として認め、その気持ちや思いを意見として表明する権利を保障しています。子供たちを集団としてまとめて、画一的なあるべき姿、目指す子供像という枠の中に押し込めることは、子どもの権利条約の精神とは真逆のものだと言わざるを得ません。

もし子供たちが、例えば挨拶をしない、ルールを守らないなど、一見好ましくない姿であったなら、なぜその子がそうした行動を取るのか、なぜそうした行動を取らざるを得ないのか、子供たち一人一人の気持ちや行動を丸ごと受け止め、寄り添うことが、私たち大人の役割ではないでしょうか。とりわけ発達段階にあり、気持ちや思いを十分に言葉にできない子供に対し、私たち大人はその行動から、その子の心に何があるのか、何を求めているのか理解しようと、最大限努力をすることが求められています。

行動規範を示せば、約束を守れない子供たちを切り捨てることにならないでしょうか。約束を守れない子供たちに、どうせ大人の考える理想の子供にはなれないんだというメッセージを与えてしまうことにならないでしょうか。子どもの権利条約の精神を尊重した憲章というのであれば、どの子も生き生きと自分らしく成長する権利を保障するために、市が何をなすべきかということがしっかりと明記された憲章を制定するべきであると考えます。

また、子どもの権利条約との関係で、市は子ども憲章検討部会に子供代表を参加させたことで、子供たちの意見を聞いたとしていますが、実態は前議会での質疑で、白老町や長浜市の目指す子供像といった行動規範が示されたものを最初から宿題として子供たちに渡し、どのような約束にしたらいいかという、約束の内容についての意見を聞いたにすぎないことが明らかになっています。

関係団体への意見聴取でも同様であり、また市民に対して行ったアンケートでも、あらかじめ市が用意した、思いやり、挨拶、まちを大切にす気持ちなどの項目の中から、一番大切だと思うものにシールを貼るという形式でした。パブリックコメントについても、たくさんの懸念の声が寄せられたにもかかわらず意見は反映されず、約束の順番だけが入れ替わったという結果であり、これらのことから、子供たちや市民の意見が十分に反映された憲章とはなっていないと考えます。

よって、子どもの権利条約の精神とは相反する東大和市子ども・子育て憲章の根本的な再検討が必要だとする請願に賛成し、討論を終わります。

○委員長（実川圭子君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（実川圭子君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

2第1号請願 改めて「東大和市子ども・子育て憲章」の根本的な再検討を求める請願、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（実川圭子君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時36分 休憩

---

午前10時36分 開議

○委員長（実川圭子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（実川圭子君） 次に、2第7号陳情 東大和市子ども・子育て憲章「子どもと大人の約束」に関する陳情、本件を議題に供します。

朗読いたします。

○議会事務局次長（並木俊則君） 2第7号陳情 東大和市子ども・子育て憲章「子どもと大人の約束」に関する陳情

〔朗 読〕

○委員長（実川圭子君） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては説明員の出席はありません。よって質疑を省略し、直ちに自由討議を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、直ちに自由討議を行います。

○委員（木戸岡秀彦君） 今回のこの陳情に関してですけれども、先ほどの請願でも述べさせていただきましたけれども、本年1月の定例議会において、議員の質疑また討論が十分私には行われたと思っております。また市からの十分な説明も行われたと認識をしております。

陳情者は、市議会の3分の1の反対があったということの問題視されておりますけれども、先ほども述べさせていただきましたけれども、子ども・子育て憲章の制定については法律に定めた議会の議決は必要ではありません。また、この陳情では、子供と大人の約束を強制的に進めているように述べられておりますけれども、これは大人の姿勢を示したものであり、子供に強制するものではないと私は認識しております。

よって、再検討の必要はないと私は考えます。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） 陳情趣旨のところに、反対意見を持つ主権者である市民との話し合いをいくら求めて

も、ただの一度も応じることがありませんということで、厚生文教委員会としても、この陳情者の方と面談したんですけども、やっぱり市側で話合いに応じてくれないということをおっしゃってしまっていて、やはり前回の陳情が委員会に付託されなかった、十分に審議がされなかったっていうこともありますし、やっぱり信頼関係っていうところで、市民との信頼関係を回復するためにも、やはり市は心を開いて市民と話合えるべきだと思いますし、それを議会も後押しするべきだというふうに思いますので、陳情には賛成したいというふうに思います。

内容についても陳情の理由のところに書かれてまして、行動規範ということが子供の権利の精神から考えて、やはり相入れないっていうこともありますし、さっき法的な拘束力はないというようなこともあって、もちろん、この約束を守らなかったからといって罰則があるとか、そういうことではありませんけれども、やっぱり一人一人の意見、考え、挨拶一つ取っても、大人だっていつも元氣よく挨拶できないときもあるわけで、もちろん、ここに書かれていることっていうのは当たり前、言ってみれば当たりの、こういうふうに行動できたらいいよねっていう、そういうことだと思うんですけども、やっぱり子供の権利ということと、子供たちにこうしたあるべき姿っていうものを市が示してしまうということは、私は子供の権利ということから考えて、やっぱり本当に真逆だなというふうに思いますので、先ほどもちょっと請願のときに申し上げたんですけども、子供の権利ってどういうものなのか、議員も含めて、市も市民も一緒にどういうものなのかっていうことを学びながら、丁寧に議論を深めるっていうことをする必要が、再検討ということも、そういうことを深めながら再検討するっていうことが、今大事なんじゃないかなというふうに思います。

○委員（大川 元君） 疑問を持つ市民の意見を言う機会を一切与えていただけないままっていうことをちょっと言い切ってしまうと、片方で議論に参加した市民の方もいらっしゃるわけですね。なんで、さすがにそこまでは言い切ってはいいいのかということに関しては、私はちょっと感じるんですけども、ただ全体的に、先ほども言ったように議論が十分であったかということについては、必ずしも議論が十分だったかということに関して言えば、そうではちょっとないんじゃないかなというところで、私はそういうふう感じております。

○委員長（実川圭子君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（上林真佐恵君） 2第7号陳情 東大和市子ども・子育て憲章「大人と子どもの約束」に関する陳情に、賛成の立場で討論いたします。

東大和市子ども・子育て憲章の制定に当たっては、主権者である市民との間でどういう憲章がふさわしいのかという話合いが行われず、初めから行動規範をつくるという市の方向性が示された下でつくられたことから、少なくとも市民が異議を唱えるという事態になっています。

半永久的な行動規範となるものであるなら、当然、圧倒的多数の市民の賛同が得られるものであることが大切だと考えます。異議を唱える市民との話合いに市が応じないこと、パブリックコメントでの意見が反映されてないことも大きな問題だと考えます。市議会の議決事項でないからといって市が勝手に決めていいものではなく、半永久的なものだからこそ、主権者である市民との丁寧な話合いの積み重ねが重要ではないでしょうか。

子どもの権利条約の理念と行動規範を示すことが相反するということは、先ほどの請願の際の討論でも述べ



たとおりです。憲章の前文に書かれた、全ての子供たちが未来に夢や希望を持てるような社会を創ることは、まずもって行政、政治の責任であり、子供たちと市民がお互いに約束をし合って創るものではありません。子供たちと大人がそれぞれの自由意思によって、夢や希望を持てる社会のために努力をすることは素晴らしいことですが、行政側が市民のあるべき姿として行動規範を示すことは、憲法で保障されている内心の自由に踏み込むものと考えます。

挨拶一つ取っても、人とのつながりの中でどのように感じ、どのように行動するかは、私たちの自由意思によって決定することが憲法で保障されているはずで、子供も同様です。コロナ禍の下、管理的・競争的な学校教育の在り方についても、改めて問い直されています。子供の権利とはどういうことなのか、市と市民と子供と一緒に改めて学び深めていくためにも、憲章の再検討を求める本陳情に賛成し、討論といたします。

○委員長（実川圭子君） 続けて、上林真佐恵委員、どうぞ。

○委員（上林真佐恵君） すみません。今「大人と子どもの約束」と申し上げたみたいなんですけれども、2第7号陳情 東大和市子ども・子育て憲章「子どもと大人の約束」についての陳情です。訂正させていただきます。失礼いたしました。

○委員長（実川圭子君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（実川圭子君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

2第7号陳情 東大和市子ども・子育て憲章「子どもと大人の約束」についての陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（実川圭子君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決めます。

---

○委員長（実川圭子君） これをもって、令和2年第3回東大和市議会厚生文教委員会を散会いたします。

午前10時47分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 実 川 圭 子